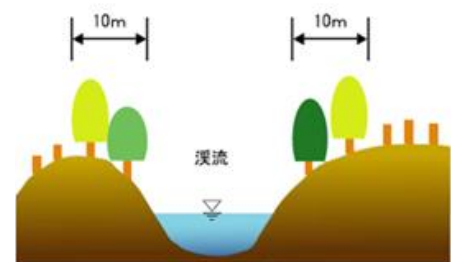


（4）森林保全のためのルール設定

当初の森づくり構想（平成 19 年 3 月策定）は、平成 12 年の東海豪雨災害を大きな契機として策定されたことから、土砂災害防止や水源かん養など森林のもつ公益的機能の発揮は豊田市の森づくりの最重要課題です。また、拡大造林期に植林した森林資源が利用期に入り、全国的には木質バイオマスの需要が急拡大していることから、今後は市内においても皆伐の発生等が予想されます。（A）木材生産林にて積極的な地域材の生産・利用を図りながらも、こうした高まる伐採圧に対処するために、急傾斜地や河川（沢）など防災上重要なエリアを守り、また大規模皆伐を抑制する新たなルールを設定します。

① 山地災害等防止において重要なエリアの保護

市が平成 17 年度に実施した東海豪雨災害調査によると、沢抜けや斜面崩壊が発生した被害地のほとんどは傾斜 35 度以上の急傾斜地であり、河川（沢）や 0 次谷の崩壊が多く見られました。一般的に急傾斜地ほど被害が発生しやすいと言われ、また源頭部付近の 0 次谷と呼ばれる地形は雨水が集中し、崩壊の発生源になりやすいことが知られています。これらのことから、森林保全のためのルールとして、山地災害等防止のために特に重要な下記の 3 つのエリアについて、皆伐は原則控えることとします。また新規の林業用路網の開設は【急傾斜地】【0 次谷】では原則控えるとともに、【河畔林・湖畔林】では保護林帯以外のエリアへの線形検討に努めることとします。



＜保全する河畔林等のイメージ図＞

- 【急傾斜地】 傾斜 35～40 度以上の傾斜地、かつ谷側に被災対象（民家、道路等の施設）のあるエリア
- 【河畔林・湖畔林】 河川（沢）沿い両側 10m の保護林帯、湖畔沿い 10m の保護林帯
- 【0 次谷】 0 次谷、かつ谷側に被災対象（民家、道路等の施設）のあるエリア

② 大規模皆伐に関する上限面積の設定

皆伐は自然環境に与える影響が大きく、とりわけ皆伐後 10～20 年の期間はスギやヒノキ等の根株が腐り、樹木の根による斜面崩壊防止機能を極端に低下させ、山地災害のリスクを高めます。地域材の生産・利用を積極的に推進しつつも、こうしたリスクを低減するために、一か所あたりの皆伐の上限面積を 3ha とし、これを超える皆伐は原則控えることとします。

③ 森林保全ルールの運用

森林保全ルールの運用は、森林法における伐採届出制度において市が審査し、必要に応じて現地確認を行った上で、森林所有者や林業事業者に対して指導を行い進めます。